

大東監第189号
平成27年3月26日

請求人様

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 岩淵弘

住民監査請求の監査結果について（通知）

平成27年2月17日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により、監査結果を通知します。

1 請求人の請求内容

(1) 大東市（東坂浩一市長）は、平成25年6月25日、北条幼稚園大規模改造建築工事の入札を行い、株式会社A（以下「A」という。）、株式会社B（以下「B」という。）、株式会社C（以下「C」という。）の3社が入札した。

そして、Bが税抜1億900万円で落札し、市は平成25年7月2日、Bと1億1,445万円（税込）で契約した。工事は、平成25年7月3日より平成26年2月28日までの期間で、大東市は平成25年8月2日に工事代金内金4,570万円、平成26年2月21日に残金6,875万円を支払った。

(2) しかし、この入札は、審査型制限付一般競争入札というも、実質は市と市長のメガネに適う企業に入札させ、公正かつ自由な競争入札をさせ不当な競争制限をしてはならないという独占禁止法と地方自治法（以下「法」という。）第234条の本来予定する一般競争入札を巧みに潜脱するものである。

まず、本件入札は、

- ① 予定価格を1億1,200万円（税抜き）と定め、事前公開しており、
- ② 3社は大東市の関係する業者というが、実質は東坂市長の身内企業であるC（市長東坂は前社長）を加え、
- ③ この3社は日頃より、本入札を含め、大東市の入札企業として癒着した企業であり、談合等が常時行える関係にあり、
- ④ 大東市の建設請負では、適宜分担請負をして受注をシェアしあう企業らで行われた。

(3) 事実、今わかっているだけでも、本件の他に前後して行われた入札において3社が次のように関係している。

① 市民会館2階ホールの増築他建築工事では、平成26年5月22日の入札で、同じ3社のみでの入札が強行され、これもBが予定価格1億9,200万円とピッタリ100%の入札価格で落札している。

これは、AとCがわざと予定価格を超える入札をして失格となり、Bが単独落札したものであるが、東坂市長ら職員はこれを積極承認したのである。

②平成26年11月14日に行われた市の北条西小学校跡地活用建築工事の入札においても、3社が関わっている。これは予定価格8億5,400万円という巨額の工事であった。

BとAは特定建設工事共同企業体を組んで入札参加業者として入札指名されて参加したが、結局、本番の入札では辞退した。そして、他の地元業者もCとDの共同企業体が落札するように共調し、Cらは落札率88.5%の7億5,584万5,000円(税抜)で落札し、総額8億1,631万2,600円で請負契約している。

③また、平成25年10月2日に行われた灰塚配水場ポンプ室築造工事の入札では、地元業者のBとCに株式会社E、株式会社Fらの4社が入札している。

公表された予定価格1億4,882万円(税抜)に対し、Fは1億4,390万円、Eは1億4,800万円、Bは1億4,850万円とギリギリの高値で入札し、1億4,135万円の入札したCの落札に協力している。

このように、平成24年3月20日までCの代表者であった東坂浩一が大東市長になって以降、特に審査型制限競争入札の名の下に、官製ないし官公認談合とも呼ぶしかない入札と契約が続いているのである。

(4)上記の事例は、東坂市長やCら地元企業の息のかかった入札事例であるが、上記3社らに関わらずに行われた入札事例をあげる。

平成26年11月18日に行われた北条西小学校跡地活用機械設備工事の入札では、大東市外の業者を多数入れて14社も指名された。そのうち6社の入札辞退があったものの8社で競争がされ、公表されていた予定価格2億6,600万円(税抜)に対し、最低制限価格の2億40万6,000円(税抜)で3社が入札した。抽選の結果、株式会社Gが落札している。この落札率は75.3%であった。

(5)このように、市長の東坂らは、大東市の建設会社の元代表者として影響の及ぶ業者のところでは、CやBらが適宜高値で落札できるようにしているのである。

本件の北条幼稚園大規模改造建築工事では、Bに対し、落札率なんと97.

3%という高値落札をさせ、1億1,445万円(税込)で契約するようにさせたのである。

(6)ちなみに、本件では「審査型制限付一般競争入札」という契約方法を採用したというが、これは他の自由な競争入札業者を制限するための方便であり、他の地区の業者、大手や中堅の業者などを排除するものでしかない。

特に、東坂が市長になって以降、前岡本市長時代より格段の業者優遇入札になったことは明らかであり、このままでは市民の税からなる公金が不当に使用されることになる。

(7)入札による不当に高い契約金1億1,445万円(税込)は現在までに支払われている。その談合不法行為による損害は、予定価格の約74%である最低制限価格税抜8,332万1,000円、税込8,748万7,050円との差額とまではいわずとも、正当な競争をした場合の予定価格80%相当額である9,408万円(税込)との差額、2,037万円は市の蒙った損害というべきである。

(8)よって、本件不正な入札と契約により、大東市に損害を生ぜしめ、企業3社と東坂市長以下、入札・契約担当課職員への損害賠償請求を怠っていることの違法を確認し、かつ不法行為者らに損害賠償請求をするように求める。

(9)以上、法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。併せて、これまで東坂市長の任命した内部監査では公正な監査を期待し難いので、同法第252条の43項第1項の規定により、当該請求に係わる監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

請求人

(略)

平成27年2月17日

大東市監査委員 様

【添付書類】

1. 入札および契約結果一覧表
2. 工事請負契約関係記録
3. 振込明細書

2 請求の受理

本請求は平成27年2月17日に提出され、同年2月20日に要件審査を行った。その結果、法に定める形式的要件を備えていると判断したので、同年2月17日付けで受理し、監査を実施することに決定した。

3 個別外部監査契約に基づく監査

請求人は地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第1項の規定に基づく個別外部監査人による監査を求めている。しかし、本市では外部監査契約に基づく監査に関する条例がないことから、監査委員による監査を実施するものとした。

4 監査の実施

（1）監査対象事項

本件監査請求等の趣旨から、北条幼稚園大規模改造建築工事について、大東市が企業3社と市長以下、入札・契約担当課職員への損害賠償責任を怠っていることの違法を確認し、それを前提として不法行為者らに市に与えた損害を賠償させることを認めるべき違法または不当な事由があるか否かを監査対象事項とした。

(2) 監査対象部課からの関係書類の提出

平成27年2月25日に、対象事務を担当する総務部契約課および学校教育部学校管理課から、監査に必要な関係書類の提出を受けた。

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

平成27年3月2日に、法第242条第6項に基づき証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人による新たな証拠の提出および陳述は行われなかった。

(4) 監査対象部課からの事情聴取

平成27年3月2日に、対象事務を担当する総務部契約課から事情を聴取した。

(5) 関係人への調査

法第199条第8項の規定により、平成25年6月25日に実施された「北条幼稚園大規模改造建築工事」の入札参加業者3社に対し、郵送による書面調査を実施し平成27年3月12日までに回答を得た。また、3社の関係人に出席を求め、同年3月12日に対面による事情聴取を行った。

5 監査の結果

(1) 認定した事実

ア 市は平成25年6月25日に北条幼稚園大規模改造建築工事（以下「本件工事」という。）の入札を行った。

イ 本件工事の入札は、事後審査型制限付一般競争入札により実施された。

ウ 市は予定価格を1億1,200万円（税抜）と定め、事前に公表していた。

エ 入札には、株式会社A、株式会社B、株式会社Cの3社が参加した。

オ 開札の結果、株式会社Bが税抜1億900万円で落札し、落札率は97.3%であった。

カ 市は平成25年7月2日に株式会社Bと1億1,445万円(税込)で契約を締結した。市は、平成25年8月2日に工事前払金として4,570万円を、平成26年2月21日に工事竣工払金として6,875万円をそれぞれ支出した。

(2) 判断

① 市の入札に談合があるとの主張について

ア 関係書類の調査結果

市長が決裁を行っている書類を確認したところ、平成25年5月15日に本件工事の施行伺いを決裁している。この決裁文書には税抜1億1,200万円の予定価格が記されているが、これは入札に際して事前に公表された情報であり、官製談合に繋がるような情報ではない。

次に市長が決裁を行ったのは、平成25年5月27日の入札実施の伺いである。決裁の内容は、委員長である副市長と5名の部長級職員等で構成する大東市事後審査型制限付一般競争入札資格審査会(以下「審査会」という。)が事前に承認した入札実施要領に基づいて、本件入札を実施するというものである。これに関連する一連の文書を確認したが、審査会が入札実施要領で事前に承認した入札参加資格について、市長が決裁過程で事後的に変更を加える等の関与を行った形跡もなく、官製談合を疑わせるような事実は存在しなかった。

この後に市長が決裁を行っていたのは、平成25年6月28日の落札業者との工事請負契約締結伺いであり、官製談合とは全く関係のない決裁である。

以上のように、官製談合に繋がるような入札情報に、市長は全く関与して

おらず、入札参加資格の原案作成、入札参加申請書の受付、申請者の入札参加決定等の官製談合に利用しうる入札情報は、総務部長と契約課で止まっているのである。

イ 職員への事情聴取の結果

本件入札について情報を知ることが出来る職員を確認したところ、総務部長と課長を含めた契約課職員4名の計5名であった。

このため総務部長および契約課長に対し、これら5名の者から市長や副市長、或いは他の部署の職員、さらには市の外部の者等への本件入札情報の漏えいが無かったかについて確認を行ったが、入札情報は厳重に管理されており、漏えいは無いとの申し立てであった。

あわせて、本件入札実施の前後で、業者間で談合が行われているとの情報が市に寄せられていなかったかを確認したところ、そのような情報は無かったとのことであった。

以上のことから、官主導ないし官公認とも呼ぶべき談合はないと判断した。

ウ 入札参加業者に対する書面及び対面調査の結果

次に、当職は調査に万全を期するため、法第199条第8項の規定に基づき、本件入札に参加した3業者に対して、談合の存在について書面による回答を求めるとともに、対面によりその内容を確認した。

結果は、いずれの業者も談合を完全に否定した。

② 市の事後審査型制限付一般競争入札制度が不当であるとの主張について

請求人は、市の事後審査型制限付一般競争入札について、「これは他の自由な競争入札業者を制限するための方便であり、他の地区の業者、大手や中堅の業者などを排除するためのものでしかない。」と不当性を主張する。

しかしながら、このことについての当職の判断は、平成26年12月22日付大東市監告示第5号で公表しているとおりであり、請求人の主張には理由がないことを申し添えておく。

③ その他の主張について

請求人のその他の主張は、いずれも市の入札に談合があったとする個人的な思料を一方的、断定的に述べているに過ぎず、直接的な証拠を以て立証されているとは到底言えないものである。

当職としては、①に示すとおり談合の存否そのものについて可能な限り直接的な調査を行い、請求の趣旨に答えているところである。

(3) 結論

以上の判断により、請求人の請求には理由がなく、これを棄却する。